

## 令和4年度事業計画

### (事業概要)

令和3年度は、8月に東京オリンピック・パラリンピックが、令和4年2月に北京冬季オリンピック・パラリンピックが厳戒態勢の中で開催され、日本人選手の活躍等明るいニュースがありましたが、ロシアのウクライナ侵攻という世界を震撼させる事件も発生。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により繰り返される緊急事態宣言、まん延防止等重大措置に翻弄された一年でした。

当センターにおいても事業運営に影響を受け、さらに会員同士の交流にも支障をきたす状態となっており、今後のワクチン接種の進展等による社会状況や日常生活の一日でも早い回復を期待している。

このような中、「生涯現役社会」の実現に向け、年齢に関わりなく活躍できる高齢者の受け皿として「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、高齢者のニーズに応じた多様な就労機会を提供するシルバー人材センターに求められている社会的役割はますます重要となっている。

当センターは会員の丁寧で真摯な就業努力により、市民から高い評価と信頼を得てきた。今後も臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、自己の知識、経験、能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実と社会参加を通じ、会員同士、お互い協力し合って、仲良く、楽しい、活力あるシルバー人材センターを築いていきます。

また、地域に密着した社会参加活動を実践し、多様化する地域ニーズに的確に対応できるよう、会員一人ひとりが常に技能の向上と安全・適正就業に努め、質の高いサービスの提供に努めていきます。

会員の状況については、引き続き減少傾向にある。さらに、高年齢者雇用安定法の一部改正により「70歳までの就業機会の確保」が企業に努力義務として課せられたことによる、新規入会者年齢の高齢化及び既存会員の高齢化の進行が懸念される。技能習得向上による後継者の育成と装備の充実を推進し、幅広い人材の活用を図るためにも新規会員の確保が喫緊の課題である。

このような状況のなか、センターの安定的な経営基盤の確立を図るため、令和4年度についても退会会員の抑止に努め、新規会員の確保、女性会員の入会促進などによる会員の拡大と就業機会の拡大に全力で取り組んでいくとともに、安全・適正就業の徹底について強力に推進していきます。

事務局においても、内外の厳しい状況に鑑み、必要な業務の見直しを行い、効率的かつ集中的な事務運営に努めるとともに、役員・会員・事務局が認識を共有し、更に一体となって活力ある地域社会づくりに貢献できるセンターを目

指していきます。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施する。また、定款及び諸規程等に沿った適正な法人経営に努める。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業（一般）

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者にふさわしい地域に密着した仕事を家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、会員の能力や希望等に応じて請負又は委任という形式により会員に提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うものでセンターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負っている。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

行政と連携した要支援高齢者等に対する介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域貢献や会員の就業促進を図る。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に大川市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

## 2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会大川市実施事務所を置き「臨時的・短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等（公益目的事業）

### 1. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の基本理念、現状等について、市民、事業者、官公庁への普及啓発を行い、センター事業に対する理解と高齢者の就業機会の確保・拡大を図る。

### 2. 安全・適正就業推進事業

「安全はすべてに優先する」の理念のもと、高齢者の就業中又は就業途上における事故防止と安全の確保のために、安全意識の高揚と自らの健康管理や自発的な健康診断の受診に向けた啓発活動を行う。

### 3. 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加を促進するため、随時、就業相談等に対応するとともに入会を希望する高齢者を対象とした説明会を実施する。

### 4. 研修・講習事業

就業に必要な技能や知識の習得を目的とした各種講習会や利用者からの信頼や満足を得るための接遇講習会を実施し、後継者の育成や人材確保に努める。

## （実施計画）

### 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

#### 1. 就業開拓提供等事業

##### （1）受託事業（一般）

高齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに出来るだけ多くの高齢者が就業機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め仕事の分かち合いに適切に配慮する。

① 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
210人	20,000人日	87%	104,300千円

② 主な就業分野

- ・ 公共施設、事業所、個人家庭の  
植木剪定・伐採・草刈・除草、屋内整理、清掃、片付け
- ・ 公共施設の管理
- ・ 木工関連事業所での適正就業に遵守した作業
- ・ 農業者や個人家庭での農作業
- ・ 漁業者での漁業関連作業
- ・ 家庭の大工・左官等の営繕作業、襖・障子・網戸張替え作業
- ・ 一般家庭の福祉・家事援助サービス

(2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を生かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため、独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施する。

① 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	契約金額
25人	310人日	1,500千円

② 実施事業

- ・ ひなかざり、手芸品の製作  
古くから伝わる「ひなかざり」の製作・展示・販売により伝統の継承に努める。また、趣味を活かして手芸品を製作・展示・販売。
- ・ 木工製品の製作・販売  
伝統的な木工技術（匠の技）を駆使した木製工芸品の製作・展示・販売により地場産業の維持・発展に貢献する。
- ・ 刃物とぎサービス  
大型商業施設での刃物とぎ出張サービスのほか、事務所での対応により利用者の利便性を図る。

- ・しめ飾りの製作

しめ飾りの製作・販売により伝統技術の継承と就業機会の拡大につなげる。

### (3) 介護予防・日常生活支援総合事業

行政と連携した要支援高齢者等に対する掃除・洗濯・買い物・食事づくりなどの介護予防・日常生活支援総合事業を実施する。

令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	契約金額
15人	1,900人日	2,500千円

## 二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

### 1. 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情勢等の収集、情報交換を行う。

### 2. 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

#### ① 大川市事務所 令和4年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率	契約金額
30人	2,443人日	13%	16,031千円

#### ② 主な就業分野

施設管理業務、施設清掃業務、学校業務等

## 三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を拡充するための普及啓発、情報

提供、研修・講習、相談・助言等

## 1. 普及啓発事業

### (1) 広報活動

- ・ホームページを活用し、各種の広報啓発や会員募集等を行う。
- ・会報を発行（年1回）し、センターの活動状況や仕事及び会員の募集を行う。
- ・全世帯にチラシ（年3回）を配布し、会員募集や就業の拡充を図る。
- ・高齢者の入会促進や適正就業の維持確立を図るため、リーフレットや行政機関の広報誌及び情報誌等を利用し、広報・周知を図る。
- ・木工まつりに参加し、会員手づくり作品の販売等協賛事業を行う。
- ・木工まつり期間中に会場内でチラシ等を配布し街頭広報を行う。
- ・10月の普及啓発月間や各種イベント等を通してマスメディアへの情報提供や取材の依頼と協力を積極的に行い、広範な広報活動を行う。
- ・市及び市議会に対してシルバー事業への支援要請活動を行う。

### (2) 社会参加活動

- ・木工まつり期間終了翌日に会場周辺の清掃奉仕活動を実施する。
- ・ボランティアにより公共施設等の樹木を剪定し、地域への還元を行う。

## 2. 安全・適正就業推進事業

### (1) 安全就業対策

- ・安全就業推進大会の開催
- ・安全就業促進大会への参加（県シ連主催）
- ・安全・適正就業推進委員会の開催（年3回）
- ・安全就業巡回パトロールの実施（年6回）
- ・草刈機操作・植木剪定安全講習会の開催
- ・健康・安全祈願祭の開催
- ・安全就業だよりの配布（安全意識の高揚、自己による健康管理の徹底）

### (2) 適正就業の徹底

- ・契約内容及び就業実態の点検
- ・公平、適正な就業配置
- ・派遣事業の推進
- ・理事会及び各種委員会、会議等での伝達と協力要請
- ・チラシの配布による適正就業等関係法令の徹底

### 3. 相談事業

#### (1) 就業相談の実施

正会員及び地域の高齢者を対象に、随時、窓口や電話等により就業相談を行う。

#### (2) 入会説明会の開催

入会を希望する高齢者を対象に、随時実施するとともに、定期的に毎月1回開催する。開催日時等は市報、ホームページ等により周知する。

### 4. 研修・講習事業

市民、会員を対象にした講習等の開催により、後継者の育成と適応会員を拡大するとともに新規入会を促進する。

- ・草刈機操作講習会（年1回）
- ・植木剪定講習会（年1回）
- ・料理講習会（年1回）
- ・介護予防講習会（年1回）
- ・接遇講習会（年1回）
- ・掃除講習会（年1回）
- ・失敗しない野菜づくり講習会（年1回）

実施にあたっては、開催日時、受講者の募集などをホームページや市報等により周知する。